

13 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により利用者等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合及び事業所に故意または過失がない場合を除き、速やかに損害を賠償します。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|-------|----------------|
| 保険会社名 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 保険名 | 賠償責任保険 |

- (3) 損害賠償にあたっては、保険会社に損害の査定および示談を委任する場合があります。また、経年劣化や耐用年数を「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省住宅局）」「耐用年数表（国税庁）」を参考に査定する場合もあります

14 身分証携行義務

- (1) 訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
- (2) 利用者の住居の管理会社または管理人、利用者が関係する医療機関、公的機関か求めがあったとき。

15 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 居宅介護支援事業者との連携

サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- ①サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「夜間対応型訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ②サービスの内容が変更された場合または契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に交付します。

17 サービス提供の記録

- ①サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ②サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス終了の日から5年間保存します。
- ③利用者は、事業所に対して、保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、複写に際しては、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

18 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- ④ 買物援助後、購入した物とおつり及び領収証（レシート）を必ず利用者または利用者の家族と共に確認してから返却する。
- ⑤ 訪問介護記録又は金銭預かり記録簿に「預り金額」「使用金額」「おつり」を明確に記録し、利用者もしくは利用者の家族等に確認の捺印を必ず得る。

22 キーパーソンの役割

- (1) 本契約においてキーパーソンを家族代表者または代理人に担っていただきます。利用者及び家族でよく話し合って選任してください。
- (2) キーパーソンの役割は主に以下のとおりです。
- ① 介護サービス事業者が提供するサービスについて、利用者に助言すること。
 - ② 利用者の意を汲んで、利用者に代わって介護サービス事業者との契約を行うこと
 - ③ 利用者の介護サービスについて、利用者及び家族などの意見をとりまとめ役になること
 - ④ ケアマネジャーや医療機関などの関係者からの連絡窓口となり、利用者や家族間の情報共有を行うこと
 - ⑤ 利用者に事故がある場合、救急搬送や緊急手術、入院など、緊急事態の判断や決定をすること
 - ⑥ 利用者の債務について連帯保証人となること
- (3) 連帯保証人は家族代表者または代理人が担っていただきますが、やむをえない場合は別に選任することができます。
- (4) 家族代表者または代理人、連帯保証人を変更する場合は、遅滞なく事業所へお届けください。

23 サービス提供に関する相談、苦情について

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

【苦情申し立て窓口】 ※祝日、年末年始を除きます。

| | |
|--|--|
| グッドライフケア 24 担当：祝儀園 海斗 | 所在地 江東区豊洲 4-2-2 豊南堂ビル 4 階 電話番号 03-6204-9633 受付時間 月～金 午前 9 時～午後 6 時 |
| 江東区役所福祉部介護保険課 在宅支援係介護サービス 利用相談窓口 | 所在地 江東区東陽 4-11-28 電話番号 03-3647-4319 受付時間 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 |
| 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 苦情相談窓口 | 所在地 千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号 03-6238-0177 (専用) 受付時間 月～金 午前 9 時～午後 5 時 |

24 特記事項

上記内容について、利用者に説明を行い、交付しました。

| | |
|-----------------|--|
| この重要事項説明書の説明年月日 | |
|-----------------|--|

| | | |
|-----|------|---|
| 事業者 | 所在地 | 〒104-0033 東京都中央区新川 1-23-5 |
| | 法人名 | 株式会社 グッドライフケア東京 |
| | 代表者名 | 代表取締役 珍田 純子 |
| | 事業所名 | 〒135-0061 東京都江東区豊洲 4-2-2 豊南堂ビル 4 階 グッドライフケア 24 |

以上の内容の説明を事業所から受け、同意しました。

| | | |
|-----|-----|--|
| 利用者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |

| | | |
|------------------|-----|--|
| 家族代表者 (連帯保証人) | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 続 柄 | |

| | | |
|-----|-------------|--|
| 代理人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 利用者と の関係 | |

夜間対応型訪問介護サービス利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と株式会社グッドライフケア東京（以下「事業者」という。）は、グッドライフケア24（以下「事業所」という。）において提供する夜間対応型訪問介護サービス（以下「事業」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（目的）

事業所は、利用者に対し、介護保険法令等の関係法令及び本契約に従い、利用者がその居宅において、定期訪問と随時訪問を訪問介護員等が密接に連携しながら、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるような事業（以下「サービス」という。）を提供します。

2 利用者または家族は、事業所に対し、そのサービスの対価を支払うものとします。

3 利用者及び事業所は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければなりません。

第2条（家族代表者・代理人・連帯保証人）

1 本契約の円滑な履行のため、利用者の意思を確認してサポートし、利用者に事故ある場合の緊急時対応、利用者の債務の連帯保証などを担うキーパーソンとして、利用者の身近にいる配偶者または子（直系卑属を含む）、父母または兄弟姉妹（以下「家族」という。）の中から予め家族代表者を選任していただきます。役割の詳細は「重要事項説明書」に記載します。

2 利用者の家族がない、あるいは遠隔地に居る等の理由で家族代表者を選任できない場合は、利用者の日常の世話をしている者等の中から、キーパーソンとして家族代表者と同等の権利・義務を有する代理人を選任していただきます。なお、家族代表者を選任と別に契約事務を担うだけの代理人を別に選任することができます。

3 家族代表者または代理人（以下総称して「家族等」という。）が債務の連帯責任を負えない場合は、利用者は債務の連帯責任を負う連帯保証人を選任し、事業所に届けなければなりません。ただし、事業所が連帯保証人を求めない場合は不要とします。

4 本契約における連帯保証の極度額は20万円とします。ただし、自費によるサービスを受ける場合は、別途これを定めます。

5 家族代表者または代理人、連帯保証人を変更する場合は、速やかに事業所に届出るものとします。

第3条（委託事業者との契約）

サービスは、地域密着型サービスで、地域の他事業者と協力・連携をしてサービスにあたるため、利用者に日頃訪問している介護事業所や訪問看護事業所とあらかじめサービス時間とサービスの内容について取り決めて委託契約を取り交わし、委託先（以下「委託事業者」という。）がサービスにあたる場合があります。なお、委託契約の具体的な内容は「重要事項説明書」に明記します。

第4条（契約期間）

本契約の期間は、_____を開始日とし、利用者の要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日前に、利用者が要介護等状態区分の変更の認定を受け、要介護等認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護等認定有効期間の満了日まで自動更新とし、以後もこの例に拠ります。

第5条（サービスの内容）

事業所及び委託事業所（以下両者を総称して「事業所等」という。）は、サービスの内容として、介護員を利用者の居宅に派遣し、夜間対応型訪問介護計画に沿って、次のサービスを行います。

- (1) 定期巡回サービス：訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話。
 - (2) 隨時訪問サービス：隨時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話。
 - (3) オペレーションセンターサービス：あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容をもとに訪問介護員等の訪問の要否等を判断。
- 2 サービスの具体的な内容は、「重要事項説明書」にて定めます。また、サービスの利用にあたり特記事項がある場合は、「重要事項説明書」の特記事項に記載します。

第6条（サービス提供における基本方針）

事業所等は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は隨時通報によりその居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助、日常生活上の緊急時の対応、その他安心してその居宅に於いて生活を送ることができるようすることを基本方針とします。

- 2 事業所等は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- 3 事業所等は、懇切丁寧にサービスを提供し、利用者及び家族等に対し、サービスの提供方法について解りやすく説明します。

第7条（夜間対応型訪問介護計画の作成・変更）

事業所のオペレーションセンター従業者（以下「従業者」という）は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、定期巡回サービス及び隨時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成します。

- 2 夜間対応型訪問介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとします。
- 3 従業者は、夜間対応型訪問介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更に伴い夜間対応型訪問介護計画の変更も必要となる場合には、速やかに当該計画を変更します。
- 4 利用者は、事業所に対し、いつでも夜間対応型訪問介護計画を変更するよう申し出ることができます。事業所は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する夜間対応型訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うよう計画を変更します。
- 5 事業所は、夜間対応型訪問介護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人または代理人または家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

第8条（人員基準）

事業所は、サービスを利用者に提供するに当たり、下記の人員を適正に配置します。

- (1) オペレーター：提供時間を通して1以上、1人は、常勤の社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、介護支援専門員、または3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有するものとします。
- (2) 定期巡回サービス：必要数
- (3) 隨時訪問サービス：提供時間を通して1以上

括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者または家族等の個人情報を用いることができ、匿名化を施したうえで学術資料や第三者に情報漏洩しないよう措置を講じた生成AIにも利用できるものとします。

4 本条1項の規定にかかわらず、事業所等は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業所等は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第15条（利用料等）

利用者は、サービスの対価として事業所に対し「重要事項説明書」及び「料金表」に記載された利用料及びその他の費用（以下「利用料等」という。）を支払います。なお、利用者が、委託事業者によるサービスを受けている場合、原則として利用料は委託事業者に支払います。

2 利用料等のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の利用料等が適用されます。また、事業所が利用料等の額を変更しようとする場合は、1か月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。これらの場合、事業所は利用者または家族等に利用料変更を説明します。なお、利用者または家族等は、それに同意できない場合には、本契約を解約することができます。

3 事業所は、当月の料金合計額が記載された請求書を、翌月20日頃までに利用者に送付するものとします。

4 利用者は、当月の料金合計額を請求書到達後毎月月末日までに、原則、銀行口座引落の方法で支払うものとします。ご利用者のご都合で、銀行振込の方法を選択した場合にあっては、振込手数料は利用者負担とします。

5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを提供するために使用した水道、ガス、電気、電話等の費用を負担するものとします。

6 事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行するものとします。また、償還払いとなった場合には、利用者に対してサービス提供証明書を発行するものとします。

7 料金の延滞分の支払いがあった場合は、延滞の古い順に入金があったものとして清算します。なお、納付期限を越えた場合は年14.6%の延滞料金を附加する場合があります。

第16条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当然に本契約は終了します。

① 次のいずれかの理由により利用者にサービスを提供できなくなった場合、あるいはサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。

- i 利用者が死亡したとき
- ii 主治医により訪問看護が必要ないまたは適さないと判断されたとき
- iii 利用者の所在が2週間以上不明になったとき
- iv 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- v 利用者が要介護等認定を受けられないとき
- vi 利用者が事業所の通常の事業の実施地域外に転居した場合

② 本契約第4条の規定による更新を拒絶（契約終了）する申し出がなされ、かつ契約期間が満了した場合

③ 利用者が本契約第17条により本契約を解除したとき、又は事業所が同第18条により本契約を解除したとき

第20条（相談・苦情対応）

利用者または家族等は、サービスに苦情・相談がある場合は、いつでも「重要事項説明書」記載のご利用者相談室に苦情を申し立てる事ができます。

2 事業所等は、利用者へ提供したサービスについて、利用者または家族等から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

第21条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めに従い、利用者と事業所双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。なお、本契約においては日本語にて解釈かつ締結されるものとします。

第22条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所（委託事業所を含む）は東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

本契約が成立したことを証するために、本契約書（電子版を含む）を作成し、署名をおこないます。なお、本契約においては、本契約書を締結した場合は、同契約書を印刷した文書はその写とします。

契約締結日_____

| | | |
|-----|-----|--|
| 利用者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |

| | | |
|------------------|-----|--|
| 家族代表者 (連帯保証人) | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 続 柄 | |

| | | |
|-----|-------------|--|
| 代理人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 利用者と の関係 | |

| | | |
|-----|------|---------------------------|
| 事業者 | 所在地 | 〒104-0033 東京都中央区新川 1-23-5 |
| | 法人名 | 株式会社 グッドライフケア東京 |
| | 代表者名 | 代表取締役 珍田 純子 |

| | |
|-----|--|
| 事業所 | 〒135-0061 東京都江東区豊洲 4-2-2 豊南堂ビル 4 階 グッドライフケア 24 (夜間) |
|-----|--|

個人情報使用同意書

私及び私の家族等の個人情報の利用について、サービス契約書秘密保持条項に基づき下記の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 夜間対応型訪問介護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援専門員と居宅サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、夜間対応型訪問介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に夜間対応型訪問介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガなどで病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- (4) 生成A I サービスを利用したプラン作成や書類作成に資する場合。
- (5) 訪問介護サービスの提供による利用者の効果を測定し、効果的なサービス提供の研究または開発に資する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 株式会社グッドライフケア東京本社及び同社の関係会社
- (2) 地方自治体の介護保険担当部署、及び法令に基づき開示を要請する官公庁
- (3) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター
- (4) 居宅サービス計画に掲載されている医療・福祉サービス事業者
- (5) 病院、診療所（緊急で診療・治療が必要になった場合）

3 使用する期間

夜間対応型訪問介護サービスの提供を受けている期間、及びサービスの提供終了後の本社規定に準じた文書等の保存期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。
- (3) 上記 1 (4)は生成A I サービスを通じて第三者に情報漏洩しないよう措置を講じる。
- (4) 上記 1 (5)の目的で2 の範囲を越えて学会等で研究発表等を行う場合は、個人が特定できないよう処置を施した加工データを用いる。なお、本項の使途同意は任意であり、いつでも拒否することができ、同意しない場合であっても、サービス提供に不利益が生じることは一切ありません。

同意日 _____

事業所の名称 グッドライフケア24
(法人名 株式会社 グッドライフケア東京)

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族代表者 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____